

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第376号)

平成17年5月13日

横情審答申第376号

平成17年5月13日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年12月27日道橋第2160号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「「橋梁管理引継事務要領59. 3月」港北ニュータウン」の非開示決定に
対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「「橋梁管理引継事務要領59. 3月」港北ニュータウン」を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「「橋梁管理引継事務要領59. 3月」港北ニュータウン」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成14年7月11日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

昭和59年当時の住宅・都市整備公団（現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）と本市の協議関係図書及び橋梁引継ぎに関係して本市が過去に作成した文書を調査したが、本件申立文書については類似の文書を含め、本市が作成したことはなく、また、本市には存在しない。

港北ニュータウン地区を含め、橋梁の引継事務については、設計業務要領により行っており、港北ニュータウン地区に限定した橋梁の管理引継事務要領書類は作成し、又は取得していないため非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消し、開示することを求める。
- (2) 横浜市は「港北ニュータウン地区に限定した橋梁の管理引継事務要領書類を作成し、又は取得していない」としているが、「要領」は存在している。要領に示された日付け（昭和 59 年 3 月）は「要領」について公団と横浜市が合意（協議成立）をした日である。従って「作成も取得もしていない」という説明は事実と反する。要領の具体名は「橋梁管理事務引継要領・59 年 3 月（協議成立）」である。

当該要領は、昭和 59 年 3 月に横浜市と公団という二者のやりとりによって成立したものである以上、「横浜市に存在しない」などということはない。そもそも「引継ぎ」という行為は、横浜市と公団という二者のやりとりによって成立するもの

であることから、その手続きを公団ひとりが勝手に決めてよいというものではない。

- (3) 横浜市北部新都市第一地区、第二地区土地区画整理の施行に伴う宅地等の造成工事の協議等に関する協定（昭和 52 年 2 月。以下「造成協定」という。）の確認事項 3 には「造成協定第 13 条（要領）に基づく要領を定めるにあたっては、あらかじめ市は公団と協議するものとする。」と明記されている。このことから当該要領は「市が公団と協議をして定めた」ものであることが分かる。従って「作成・取得」をしているはずである。
- (4) 当該要領の名称は、「港北ニュータウン二次造成設計の手引き」（以下「手引き」という。）に示されたものであるが、この手引き自体も横浜市と公団の協議によって昭和 59 年 7 月 1 日に成立したものである。従って、手引きの内容も横浜市によって同意されたものであり、この意味でも当該要領を横浜市が「認めていない（取得しない）」などということはおよそありえない。
- (5) 手引きは港北ニュータウン建設事務所（以下「建設事務所」という。）の職員ひとりひとりのファイル綴じられて、日常的に運用されていたものである。その後、開示請求により全文を横浜市から交付されたものである。この意味でも手引きは横浜市の公文書と言えるものである。
- (6) 以上の如く、当該要領の存在は横浜市の文書によって裏付けされているのであり、横浜市の非開示理由は事実と反するものである。当該要領の不存在は納得しがたいので、再度探して開示していただきたい。実際に存在しないのならば、非開示理由を撤回のうえ、正しく不存在理由を説明していただきたい。

5 審査会の判断

- (1) 港北ニュータウンに係る事業について

港北ニュータウン事業は、公団施行による土地区画整理事業で、宅地を整備するための宅地造成工事についても、公団が施行している。

横浜市は、宅造法第 11 条に基づく公団からの宅地造成工事に関する協議の申し出（昭和 53 年 9 月 30 日協議成立）を受け、同法に基づき宅地造成工事に関する審査・検査業務を行い、平成 9 年 3 月 31 日にすべて完了している。

- (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、申立人が建設事務所から交付を受けたとする手引きの中に記載されている基本設計図書の一つであり、具体的には、「第 6 章 その他 第 1 節 橋梁

(1) 基本設計図書 ④ 橋梁管理引継事務要領 59 年 3 月」を申立人が請求したものである。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は本件申立文書については類似の文書を含め、本市が作成したことはなく、また、本市は取得していないとし、申立人は本件申立文書が昭和 59 年 3 月に横浜市と公団という二者の協議によって成立したものである以上、横浜市に存在せず取得していないはずはないと主張している。

イ 当審査会は、実施機関が本件申立文書を作成せず、また取得していないとの主張を確認するため、平成17年 3 月11日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 区画整理事業をはじめとする開発事業において、本市が橋梁を引き継ぐ場合は、本市の基準である設計業務要領等に基づいて、設計協議、検査及び引継ぎ等を行っている。

(イ) 非開示理由説明書に本件申立文書を作成し、又は取得していないとしたのは、本市としては本市の基準である設計業務要領等により引継事務を行っており、本件申立文書が存在しなくとも引継事務に支障は生じないことによるものであり、また、本件申立文書は公団が独自に作成したものと認識していたからである。

(ウ) なお、手引きには「昭和59年 7 月 1 日（協議成立）」と記載されていることから、本件申立文書の写しを取得している可能性もあると考え、念のため再度、事務室等を探したが存在しなかった。

(エ) 手引きに記載されている「昭和59年 7 月 1 日（協議成立）」の協議成立がどのような協議であったかは、現在となっては不明である。

ウ 当審査会では、実施機関の説明を踏まえ、本件申立文書の存否について、以下検討する。

実施機関の事情聴取においても、手引きに記載されている「昭和 59 年 7 月 1 日（協議成立）」の協議成立がどのような協議であったかは不明であったが、協議成立との記載がある以上、実施機関が手引きの内容について何らかの確認をしたと考えるのが自然であり、また、申立人が建設事務所から交付を受けたとして提出する手引きの中に本件申立文書に関する記述があることから、情報交換の一環として実施機関が本件申立文書の写しを取得していたとの申立人の主張も一概に否定すべき

ものであるとは断言できない。

しかしながら、実施機関が事情聴取において本件申立文書の写しを取得した可能性もあるとの前提で、再度、搜索したが見つからなかったと非開示理由を改めていること及び本件申立文書の存在を推認させるような事情が認められないことその他実施機関の設計業務要領等により橋梁の引継事務は行えるとの説明を併せて考慮すると、本件申立文書が現在存在しないことについて、実施機関の主張に特段不合理な点を認めることはできなかった。

また、当審査会においても本件申立文書の存否を確認するため、都市整備局地域整備課にその元となる手引きの存在を確認したが、建設事務所閉鎖時に廃棄しており手引き自体が現存せず、本件申立文書の存在も確認できなかった。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、結論において妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年12月27日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成15年1月17日 (第5回第一部会) 平成15年1月24日 (第6回第二部会)	・諮問の報告
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年6月6日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年2月25日 (第57回第二部会)	・審議
平成17年3月11日 (第58回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年3月25日 (第59回第二部会)	・審議
平成17年4月8日 (第60回第二部会)	・審議